

第三九回

参第二号

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（案）

下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び下請代金の額」を「、給付の提供の時期、給付の受領の時期、返品の内容並びに下請代金の額、支払時期及び支払手段」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（受領及び支払の時期）

第三条の二 親事業者が下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合において、その給付の受領の時期は、下請事業者が親事業者に対し給付の提供をした日の翌日から起算して十五日（以下「法定受領期間」という。）をこえてこれを定めることができない。この場合において、給付の内容の全部又は一部が契約に違反する場合に下請事業者が当該契約の内容に従い給付の内容を是正して給付することができることとなつているときは、給付の受領の時期は、当該是正した給付の提供をした日の翌日から起算するものとする。

- 2 親事業者が下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合において、その下請代金の支払時期は、前項の規定により給付の受領の時期として定めた日の翌日から起算して六十日（以下「法定支払期間」という。）をこえてこれを定めることができない。
- 3 給付の受領の時期若しくは下請代金の支払時期を定めず、又は前二項の規定に違反して定めた場合は、それぞれ法定受領期間又は法定支払期間をもつてこれらの時期と定めたものとみなす。

第四条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、前条第一項又は第三項の時期を経過した後、下請事業者の給付を受領しないこと。
- 二 下請事業者が給付の提供をし、かつ、前条第二項又は第三項の支払時期を経過した後、その給付に対する下請代金を支払わないこと。

第四条の次に次の四条を加える。

（遅延利息）

第四条の二 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者が第三条の二第二項又は第三項の規定により定められた下請代金の支払時期までに下請代金を支払わない場合においては、当該親事業者は、当該下請事業者に対し、支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会が決定する利率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（損害賠償）

第四条の三 下請事業者が給付の提供をした後、親事業者がその責に帰すべき理由により当該給付を受領することなく第三条の二第一項又は第三項の規定により定められた給付

の受領の時期を経過したときは、当該親事業者は、その受領しなかつたことによつて下請事業者が受けた損害を賠償する責に任ずる。

(下請代金の額)

第四条の四 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合は、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、自ら製造し又は修理する場合の単価の百分の八十よりも低い額を、下請代金の単価として定めてはならない。

(発注の継続)

第四条の五 親事業者は、やむを得ない理由がある場合のほかは、製造委託又は修理委託をしている下請事業者に対し、過去三年間に当該下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした発注総量の三年間の平均の百分の八十の割合を下らない量の製造委託又は修理委託を継続して行なわせるよう努めなければならない。

第十条の見出しを削り、同条の前に次の一条を加える。

(罰則)

第九条の二 第三条の規定による書面を交付せず、又は書面に記載すべき事項を記載しなかつたときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条中「前二条」を「前三条」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行前の製造委託及び修理委託については、なお従前の例による。

理 由

下請契約の増加に伴い、契約書の記載事項の整備、給付受領並びに下請代金支払の時期の明確化、親事業者として当然に遵守すべき下請代金並びに下請発注量の基準の決定等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。